新型コロナ感染拡大防止集中対策について

１　趣旨

　　県内の新規感染者確認がこれまでにないスピードで進んでいることを踏まえ，新型コロナウイルス感染症の拡大防止を強化するため，「広島県・広島市　新型コロナ感染拡大防止集中対策の実施について」（令和２年12月11日新型コロナウイルス感染症に係る広島県対策本部員会議決定）に基づいて，酒類を提供する飲食店における酒類提供時間の短縮等を要請するとともに，同要請に基づいて短縮等を行った店舗に対して支援を行う。

２　概要

（１）要請内容

協力要請期間である令和２年12月17日から令和３年１月３日の全期間において，酒類提供飲食店については，酒類の提供時間を５時以降から19時以前，かつ，営業時間を５時以降から20時以前に短縮することを要請する。

（２）対象地域

　　　別紙のとおり

　　　（広島市中区の一部，西区の一部，南区の一部）

（３）支援内容

　　　県からの要請に協力いただいた酒類提供飲食店に対して，次のとおり支援する。

【支給要件・支給額】

協力要請期間である令和２年12月17日から令和３年１月３日（全期間）

|  |  |
| --- | --- |
| 協力要請期間中に酒類の提供時間を5時から19時まで，かつ，営業時間を５時から20時までの間に短縮した酒類提供飲食店 | 一店舗当たり７２万円 |
| 協力要請期間中に休業した酒類提供飲食店 | 一店舗当たり８２万円 |

 ※本来酒類を提供していない飲食店や営業終了時間が20時以前までの飲食店は対象外

**20時**

**19時**

**営　業**

**⇒対象・72万円**

**⇒対象・72万円**

**⇒対象外**

**⇒対象外**

**⇒対象・82万円**

**閉　店**

**酒類提供なし**

**酒類提供あり**

**営　業**

**閉　店**

**酒類提供あり**

**休　業**

**営　業**

**酒類提供あり**

**酒類提供なし**

**閉　店**

**営　業**

**酒類提供あり**